

高知県行政改革フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民が将来に希望の持てる県づくりに向けて、県勢の浮揚に資する政策を推進するとともに、行財政の健全性を確保することを目的として、県が平成22年3月に策定した高知県行政改革プラン（以下「行政改革プラン」という。）の進捗状況を検証し、より効果的で実効性のある行政改革に取り組んでいくため、高知県行政改革フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 行政改革プランの進捗状況に関すること。
- (2) 新たな行政改革の取組に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員8名以内で組織し、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。

(運営)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

5 委員会の会議には必要に応じて参考人を招き、意見を聴くことができる。

6 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員の全員が同意し、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政管理課が処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

2 第1回の検討委員会は、第4条第4項の規定にかかわらず知事が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年1月12日から施行する。